

亀岡商工会館解体工事に係る一般競争入札について、以下のとおり公告する。

令和5年5月10日

亀岡商工会議所  
会頭 川勝啓史

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名称

亀岡商工会館解体工事

(2) 工事概要

亀岡商工会館の解体工事

(3) 施工場所

亀岡市追分町下島40番地1 地内

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年9月30日(土)まで

(5) 契約の詳細

別紙工事特記仕様書のとおり

(6) 契約の種類

請負契約

(7) 請負代金の支払い

完成後の一括払い

(8) 最低制限価格

採用

2 入札参加資格

建設業法による「解体工事業(特定)」の許可を有している者2者による特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。  
なお、1者が複数の共同企業体の構成員になることはできない。  
共同企業体構成員の要件は、次に掲げるすべてを満たす者とする。

(1) 亀岡商工会議所の会員であること。

(2) 会費及び消費税、地方消費税に滞納がないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 参加者若しくは参加者の役員等（役員として登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）関係者でないこと。又は暴力団関係者が参加者の経営に実質的に関与していないこと。
- (5) 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていないこと。
- (6) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは 関与していないこと。
- (7) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (8) 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていないこと。
- (9) 役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 3 年を経過していない者でないこと。

### 3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 申請期間

公告日から令和 5 年 5 月 22 日（月）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 提出先

〒621 - 0806 京都府亀岡市余部町宝久保 1-1

亀岡商工会議所

担当：岸・吉岡・平田

電話 (0771)22-0053

(3) 提出方法

持参又は郵送（令和5年5月22日（月）必着）

(4) 提出書類

競争入札参加申請書兼誓約書 【様式1】

建設業の許可証（写し）

※競争入札参加申請書兼誓約書については、亀岡商工会議所のHPより取得すること。

(5) 入札参加資格の有無

入札参加資格の有無については、令和5年5月24日（水）午後5時までに電子メール又は電話連絡により通知する。

4 現場説明会

令和5年5月25日（木）午前10時から午後4時まで。

希望する場合は、5月23日（火）までに電子メール又は、電話連絡にて、商工会議所まで申し込むこと。

5 質疑

入札に関して質疑がある場合は、「質疑書（資料2）」に質疑内容を記入の上、亀岡商工会議所へ電子メールExcel形式で提出すること。

(1) 質疑提出期間 令和5年5月31日（水）午後5時00分まで

(2) 質疑提出先 亀岡商工会議所 担当：岸・吉岡・平田

メールアドレス [info@kameokacci.or.jp](mailto:info@kameokacci.or.jp)

(3) 質疑回答日 令和5年6月7日（水）

全ての質疑をとりまとめの上、参加資格「有」の者全員に電子メールで行う。

6 入札方法等

(1) 入札の方法は、一般競争入札とする。

(2) 入札日時 令和5年6月14日（水）午後1時30分から

(3) 場 所 亀岡商工会議所 会議室

※1階受付で共同企業体名を伝えること。

(4) 入札書

ア 封筒の表面に「入札書」と記載し、共同企業体名及び代表者名及び住所を記載すること。

イ 入札書は封筒に入れ、糊付けの上、封筒の貼合せ部分（3か所）に割印をして封印すること。

ウ イの割印及び封印は、委任状を提出しない場合は代表者印、委任状を提出した場合は代理人（受任者）の印とする。

エ 上記の封印のない場合は、受理できない。

オ 委任状を提出しない場合は、代表者の印のみが有効となる。

カ 委任状を提出した場合、入札書の印は、代理人（受任者）の印のみが有効となる。この場合、代理人（受任者）の印鑑がない入札書は、代表者印が押印されていても無効となる。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者の行った入札

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理して行った入札

ウ 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札

エ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが明瞭でない入札

オ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 開札及び落札決定

ア 落札者の決定方法は、入札価格が予定価格以下で最低制限価格以上となっている最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格及び最低制限価格は公表しない。

イ 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再入札をする。

ウ 入札回数は、3回を限度とする。

エ 開札の結果、落札すべき価格について同一価格の入札が2以上あるときは、くじ引きにて決定する。

オ 再入札の結果、予定価格に達しない場合は、最低価格を入札した者と協議し、その者を落札者とする場合がある。

(8) 入札の執行の取消し又は執行中止

ア 不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消すことがある。

イ 天災地変等やむを得ない事由が発生したときは、入札の執行を中止することがある。

(9) 契約書の作成の要否

必要

(10) 契約書

落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を提出すること。

(11) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(12) 問い合わせ先

亀岡商工会議所

〒621 - 0806 京都府亀岡市余部町宝久保 1-1

電話 : (0771)22-0053 FAX : (0771)25-1200

Email : [info@kameokacci.or.jp](mailto:info@kameokacci.or.jp)

担当 : 岸・吉岡・平田